

事務連絡
令和8年5月29日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医政局総務課

中東情勢を踏まえた調剤された薬剤に使用する容器又は被包をはじめとした
医療用物資等の安定供給に関する協力依頼

現下の中東情勢を踏まえ、調剤された薬剤に使用する容器又は被包（軟膏容器や分包紙等）をはじめとした医療用物資等、医薬品及び医療機器（以下「調剤された薬剤の容器又は被包をはじめとした医療用物資等」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が上がっているものと承知しています。

調剤された薬剤に使用する容器又は被包をはじめとした医療用物資等の製造にも必要な石油関連製品については、その製造、流通を所管する経済産業省において、石油関連製品事業者（製造者及び卸事業者を含む。）に対して、令和8年3月30日付けで別添1のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し

を要請しているところです。

あわせて、緊急性の高い医療機器が不足に陥る可能性を指摘した一部報道がありました。これにより医療機器等の流通に混乱が生じることを避け、必要な医療資源を適切に患者へ届けられるよう、令和8年3月30日には、厚生労働省医薬産業振興・医療情報企画課並びに経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室及び商務・サービスグループ生物化学産業課から、別添2のとおり各都道府県等の衛生主管部(局)及び医薬品、医療機器、医療物資、卸等の関係団体宛てに事務連絡が発出され、医療機関等からの通常取引を逸脱する発注等に対しては、必要に応じて状況を確認した上で、当面の

必要量に見合う量のみ受注する等、適切に対応いただくよう通知されたところ
です。

ついては、別添３のとおり既にご協力いただくよう連絡しているところですが、上記石油関連製品事業者への要請や医薬品、医療機器、医療物資、卸等の関係団体への要請に加えて、特に軟膏容器や分包紙については、その安定的な調達に懸念の声が上がっている一方で、確認できた範囲において、製造事業者は基本的に昨年同量の製造を行っているといった状況であることを踏まえ、改めて貴部(局)におかれては、これらの内容を御了知の上、管内の薬局、医療機関及び関係団体等に、調剤された薬剤に使用する容器又は被包をはじめとした医療用物資等について、当面の必要量に見合う量のみ発注する等、適切な対応について周知いただきますようお願いいたします。